

2 2 地域支援対策

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、県内 125 全ての日常生活圏域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される体制を強化させ、県民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できる体制を整備していく。

〔事業の内容〕

1 地域包括ケアの推進

(1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業（予算額 86,146 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」及び県において、適切な役割分担と連携のもと、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委 託 先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	市町、地域包括支援センター、専門職等への支援 ＜主な支援内容＞ ・ 地域包括支援センターの機能強化、住民主体の通いの場の充実、生活支援の体制整備の推進、地域リハビリテーション専門職等の育成、自立支援型ケアマネジメントの推進、認知症介護相談、高齢者虐待対応 等

〈上記と関連した主な取組〉

ア 地域包括ケアシステムの構築

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）し、平成 26 年度からは毎年度、日常生活圏域の中から集中支援を行う圏域を選定し、県地域包括ケア推進センター、県本庁及び県保健所が一体となって、専門職派遣等による集中支援を行った結果、平成 29 年度末に、県内 125 全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムが概ね構築された。

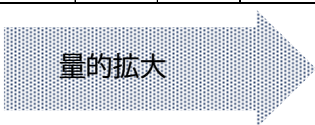
イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

地域包括ケアシステムの評価指標（以下「県指標」という。）は、平成 26 年度に国における指標等の導入に先駆け県独自で作成し、県内全域における体制構築、質の向上に用いてきた。

県指標作成後は、定期的な見直しを図りながら継続して評価を行い、令和 2 年度には、地域包括ケアに携わる関係者が共通認識のもとで、同じ方向に向かって取り組むことができるよう「コアコンセプト」を県において設定し周知を図るとともに、市町支援を実施してきた。

令和 5 年度評価から適用する県指標においては、社会情勢の変化に伴う課題に対応するため、分野の改編に伴い評価指標及び評価方法の見直しを行い、市町における更なる取組の推進を図っている。

地域包括ケアシステム評価の変遷

評価年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～
構築圏域数	21	49	98	125(＝全県域)							
県の評価											
	60指標			68指標	68指標 (177基準)	35指標 (66基準)				24指標 (64基準)	

【体制構築・質の向上】

- 体制構築：平成 29 年度末に県内 125 全ての日常生活圏域で概ね構築
- 質の向上：
 - ・平成 30 年度適用県指標見直し、よりきめ細かな基準を再設定
 - ・令和元年度適用県指標見直し、コアコンセプトの設定とともに、35 指標 66 基準を再設定
 - ・令和 5 年度適用県指標見直し、分野の改編による 24 指標 64 基準に再設定

※ 5 分野：「保健・介護予防」「医療・介護」「住まい・生活支援等」「地域包括ケアにおける地域共生社会」「目指す姿の共有・連携」

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた(平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業)。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種の連携が、円滑に図られるよう推進する。

また、県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師、介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等に対し、在宅医療を推進する上で直面する困難事例に対して、座学・グループワークで対処方法等を学ぶノウハウ連携研修の実施や在宅医療に関する啓発ツール作成による県民への普及啓発を実施する。

(3) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町が実施主体の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。))へ移行した。総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できるとされていた。平成 29 年 4 月からは県内全市町総合事業を開始している。

市町が円滑かつ効果的・効率的に総合事業を実施できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、「生活支援コーディネーター」の養成及び育成を支援する。

(4) 介護相談員の育成

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成する市町を支援する。

2 認知症対策の推進（予算額 29,015 千円）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、「第9期ひろしま高齢者プラン」に掲げる「普及啓発・本人発信の支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進」「若年性認知症の人への支援」、などの認知症施策に係る取組の方向性に沿い、認知症の人と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

(1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業（予算額 14,730 千円）

県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの一週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間）」として位置付け、オレンジリング・イベント等を開催するとともに、認知症対策の総合的推進に資するため、有識者等から多角的・総合的見地から意見を聴取する「認知症地域支援体制推進会議」を開催する。

また、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成29年10月に設置した若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援、若年性認知症自立支援ネットワークの構築、若年性認知症自立支援ネットワーク研修を実施する。（平成19年度創設）

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 14,285 千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症総合支援事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護基礎研修	認知症介護に必要な基礎的な知識・技能の修得を図る新任の介護職員等を対象とした研修
認知症介護実践研修	介護職員等を対象とした認知症介護の基本知識等の修得を図る「実践者研修」、「実践リーダー研修」
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	認知症介護に関する地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施する研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」（市町事業）のチーム員を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者やその家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
チームオレンジ・コーディネーター研修	チームオレンジの整備・活動を推進するために市町が配置する「コーディネーター」（市町事業）を養成するための研修
認知症サポート医養成研修	認知症医療に関する地域での身近な相談役である「認知症サポート医」を養成するための研修とその役割を適切に果たすためのフォローアップ研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の修得を図る診療所等の主治医を対象とした研修
認知症対応力向上研修（歯科医師、薬剤師、看護職員）	認知症への適切な対応法の修得等を行う「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」、「看護職員認知症対応力向上研修」
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る一般病院等の医療従事者を対象とした研修
病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る病院勤務以外の看護師等を対象とした研修

3 民生委員児童委員協議会活動への援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。(民生児童委員研修等事業費補助金：昭和 52 年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和 48 年度創設)

第 1 表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県 民 児 協 補 助	2, 294	2, 294	2, 294
地区民協運営費補助	23, 778	24, 335	23, 941

民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成 17 年度から順次市町へ権限移譲
移譲事務交付金 民生委員・児童委員 1 人当たり年額 64, 000 円 負担割合 県 10／10

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
令和7年12月1日	2,542 (203)	1,994 (203)	887 (68)	633 (52)	6,056 (526)	一斉改選
令和4年12月1日	2,548 (203)	1,996 (203)	887 (68)	633 (52)	6,064 (526)	一斉改選
令和元年12月1日	2,540 (203)	1,985 (203)	887 (68)	633 (52)	6,045 (526)	一斉改選
平成28年12月1日	2,539 (203)	1,971 (202)	887 (69)	633 (52)	6,030 (526)	一斉改選
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増、五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増、安佐北区落合地区1名増、口田地区1名増、佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増、安佐北区真亀地区1名増、三入地区1名増、安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増、西区古田地区2名増、安佐南区大町東地区1名増、山本地区2名増、安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増、佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増、大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増、矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併、主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町、新市町が福山市と合併

(注) () 内は、主任児童委員数で内数である

第3表 民生委員・児童委員の活動状況

(単位 件、%)

区分		内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数															
		在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計	
令和7年度	件数	4,757	1,754	4,015	697	4,082	2,722	1,188	200	268	1,543	759	3,487	12,751	17,051	55,274	
	構成比	8.6	3.2	7.3	1.3	7.4	4.9	2.1	0.4	0.5	2.8	1.4	6.3	23.0	30.8	100.0	
令和6年度	件数	5,175	2,059	4,756	726	4,271	3,155	1,286	214	298	2,046	807	3,383	14,634	18,091	60,901	
	構成比	8.5	3.4	7.8	1.2	7.0	5.2	2.1	0.3	0.5	3.4	1.3	5.6	24.0	29.7	100.0	
区分		分野別相談・支援件数					その他活動件数							訪問回数		連絡調整回数	活動日数
		高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
令和7年度	件数	32,833	2,346	9,465	10,630	55,274	36,160	49,997	100,789	70,385	2,560	364	453,966	148,805	105,230	64,480	343,207
	構成比	59.4	4.2	17.1	19.2	100.0											
令和6年度	件数	36,624	3,076	9,933	11,268	60,901	39,149	50,144	102,686	68,005	2,604	587	468,351	150,557	99,235	66,140	351,188
	構成比	60.1	5.1	16.3	18.5	100.0											